

○厚生労働省告示第二百三十三号

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十六号）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十六号）別表障害児相談支援給付費単位数表1の障害児相談支援費の注5に規定する厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。

一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域

二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島

三 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第二項の規定により指定された

特別豪雪地帯

四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地

五 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村

六 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島

七 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域

八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域

九 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域

十 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島